

四日市市告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 14 日

四日市市長 森 智 広

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地

	名称、所在地
株式会社三十三銀行	三重県四日市市西新地 7 番 8 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル 5 階
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東 10 丁目 11 番地 4 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町 1-2-2

2 公金事務を行う歳入の種類

市税、国民健康保険料、保育料、園児給食代金、し尿くみ取り手数料、
市営住宅使用料、コミュニティ・プラント使用料、学校給食費、及び奨学金返還金
※ウェルネット株式会社、ビリングシステム株式会社は、市税、奨学金返還金を除く。

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 7 年 2 月 7 日

4 公金事務の委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

5 公金事務の委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

(会計管理課)